

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第137回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和6年5月23日(木)午後1時21分から午後2時22分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中6名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	山田課長、由井課長補佐、城田主事(都市計画課) 高木課長、宮川係長(建築住宅課)
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和6年5月28日

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 異動職員の紹介
- (4) 報告事項
- (5) 意見聴取
- (6) そ の 他
- (7) 閉 会

2 議事概要

【1】報告事項

- ・第136回土地利用審議会議事録について
…誤り等のないことを確認した。
- ・市民アンケート調査結果について
 - 問18番「現在の安曇野市全体の開発や土地利用制度に関して問題を感じていることはありますか」との設問について、地域、地区による差はあるか。
→ 地域差の有無については、今後、詳細な分析を行っていきたい。
分析の際に特徴的な結果が出た場合は報告させていただく。

【2】意見聴取

- ・意見聴取(1): 豊科地域特定開発第5-28号

資料説明(事務局)

- 当開発と以前審議した東側の開発との関係性について、開発事業者が一緒であったり、申請を分けて行っている等の経過はあるか。
→ 今回の開発と昨年度の開発については開発事業者が異なっており、申請手続きも個別に行われている。
- 意見書に出された内容については、概ね了解しているということによいか。
→ 立ち合いの下、了承されているということなので問題ない。
- 合併浄化槽を利用する計画であるが、当該地まで下水道の本管を延長する計画が無いために浄化槽を設置する計画となるのか。この点、下水道課との協議が整っているということか。
→ 下水道課と協議済みである。

当該地については、昨年度に審議した西側の開発についても合併浄化槽を利用する計画で承認されている。なお、下水道については、東西に抜ける市道のどちらも約200メートル手前で止まっていることから合併浄化槽を利用する計画となっている。

- 開発区域のすぐ北側が河川であるが、ハザードマップではどのような位置付けか。また、河川に接する箇所にはネットフェンスを設置する計画はあるか。
- ハザードマップ上では0.5メートル未満の浸水想定区域に指定されている。
- 開発事業者において、河川に接する箇所にはネットフェンスを設置する計画である。

(本案件については、所定の手続きを進めていただき問題ないとする)

・意見聴取(2): 穂高地域特定開発第5-32号

資料説明(事務局)

- 宅延により南側市道に接する計画だが、北側、西側の道路からは出入りが出来ないのか。
- 北側、西側から出入りする計画はなく、基本的には南側市道を接道とする計画である。

- 北側の道路が通学路になっていると思う。造成工事を行う際には、通学路であることに留意しながら工事を行うように事業者へ指導いただきたい。
- 学校教育課において、開発事業を行う際には周辺の通学路について確認することになっており、通学路に該当する場合は、事業者に対して注意喚起を行っているところである。

(本案件については、所定の手続きを進めていただき問題ないとする)

【3】その他

- ・次回審議会日程

以上